

第六十二号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月十五日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「六千四百円」を「一万六千円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十七条第三項の規定は、令和四年四月一日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

3 改正後の条例第十七条第三項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

（説明）

教員特殊業務手当の支給額の上限を改定する必要があるのです、本案を提出いたします。